

介護認定審査会委員等研修実施要綱

1. 目的

介護認定審査会委員が要介護認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得することを目的とする。

2. 実施主体

都道府県とする。

3. 対象者

介護認定審査会委員及び介護認定審査会委員に委嘱されることが予定される者とする。

4. 研修内容及び研修方法

(1) 都道府県内情勢、介護認定審査会委員の基本姿勢、及び要介護認定関係制度論

介護保険制度の施行に関する都道府県の取り組み状況、介護サービスの基盤整備の状況、介護認定審査会委員の基本姿勢、及び要介護認定関係制度論等について講義方式によって実施する。

(2) 要介護認定基準及び要支援認定基準の考え方

要介護認定手続きの一連の流れ、要介護認定及び要支援認定基準の基本的な考え方、要介護認定等基準時間の設定方法、一次判定の基本的考え方、二次判定の方法とその基本的考え方等について講義方式によって実施する。

(3) 介護認定審査会の手順

介護認定審査会に関する全体的な留意事項、個別の審査・判定方法等について講義方式によって実施する。

5. 研修実施上の留意点

(1) 講師

各課程ごとに以下の者が講義を行うこととする。

都道府県内情勢・介護認定審査会委員の基本姿勢

平成 11 年 7 月 29 日に開催予定の都道府県等要介護認定担当者会議に出席した都道府県職員等

要介護認定及び要支援認定基準の考え方

平成 11 年 7 月 29 日に開催予定の都道府県等要介護認定担当者会議に出席した都道府県職員等を原則とする。

介護認定審査会の手順

平成 11 年 7 月 29 日に開催予定の都道府県等要介護認定担当者会議に出席した都道府県職員等。

(2) 研修課程標準時間目安

合計 3 時間以上を目安とする。

(3) 研修の修了について

本研修の全課程を受講した者を本研修の修了者とする。

(4) 研修修了者の登録

都道府県知事は、研修修了者について、研修実施年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

6 . 経費の補助

本事業実施要綱により実施する事業については、別に定めるところにより国庫補助を行うものとする。